

本編④ 『捨戒』と『増上戒』 2020.6.20

7・ヴェーサーリ出身のヴァッジ国の比丘たちは、ほしいままに *yāvadattham* 食し、眠り、沐浴していた（まだそれらの戒は制定されていなかった）。如理作意せず *Ayoniso manasikarivā* 学 [処] を放棄せず *sikkham apaccakkhāya* 力弱いことを告示せず *dubbalyam anāvikatvā* 不浄法をおこなった *methunam dhammam paṭisevimsu*。

彼らは後に親族や享受するものを失い病に苦しみ、アーナンダ尊者に言った。「尊者 *bhante* アーナンダよ、我々は仏を非難する者ではありません *buddhagarahino* 法を……サンガを……。自分を非難する者であり *attagarahino* 他者を非難する者ではありません。我々は徳が少なく、よく説かれた法と律に出家したのに、命終わるまで完全で清浄な梵行を修めることができませんでした。しかし尊者アーナンダよ、もし、今、我々は世尊の前で [再び] 出家を得られないものでしょうか。どうか世尊にお願いしていただけないでしょうか。」「分かりました。」

「アーナンダよ、ヴァッジ人とかヴァッジ国出身者のために如来がすでに制定した波羅夷罪の学処を廃することは、道理がありません *aṭṭhānam*。

いずれの比丘といえども、学 [処] を捨てないまま、弱さを告示せずに不浄法をおこなえば、彼が帰ってきてても、具足戒を与えるべきではありません *so āgato na upasampādetabbo*。（註釈：沙弥からやり直しはあり得る。）学 [処] を捨てて、弱さを告示してから（還俗してから）不浄法をおこなえば、彼が帰ってくれば、[再び] 具足戒を与えるべきです。

では比丘たちよ、以下のように、この学処を誦しなさい *imaṃ sikkhāpadam uddiseyyātha*。

いずれの比丘といえども、比丘の学 [処] を生涯具足し *bhikkhūnam sikkhāsājīvasamāpanno*、学 [処] を捨てないまま *sikkham apaccakkhāya*、弱さを告示せずに *dubbalyam anāvikatvā* 不浄法をおこなえば、たとい畜生とおこなうとも波羅夷罪で共住すべからざるものなり。」

8・「比丘」とは、乞食する意味、袈裟を着る意味、沙門 (*sāmaññāya* あるいは沙弥) の意味、自称する *paṭiññāya* 比丘、①善来比丘 *ehi bhikkhu*、②三帰依処により具足する *tīhi saraṇagamanehi upasampanno* 比丘、③善 *bhadro* 比丘、③真実 *sāro* 比丘がある（3つとも戒律が制定される前の出家の仕方）が、ここでは④和合僧の白四羯磨により遮難なく価値あつて具足する *samaggena saṃghena ñatticatutthena kammena akuppena ṭhānārahena upasampanno* 比丘。

註釈：八つある。①と②は本文と同じ。③ *ovādapatiḡgahaṇa-upasampadā* マハーカッサパ

長老だけ。④pañhavyākaraṇa-upasampadā ソーパーカ沙弥だけ。釈尊が一から十まで問い、それに対する答えにより阿羅漢だと示したが、それでも他の比丘にからかわれ、彼らの悪業になるので、特別に具足戒を授けた。⑤garudhammapaṭiggahaṇa-upasampadā マハーパジャーパティゴータミーに八重法を授けて出家させた。(比丘尼サンガは成道二十年後に最初の戒律が制定されるより前に成立していた。) ⑥dūtena (使者による) -upasampadā はアッダカーシー比丘尼だけ。娼婦でトラブルで釈尊の面前に行けず、使者を遣って出家を許可された。⑦atthavācikā (八つの言葉) -upasampadā は、比丘尼に出家するのは比丘尼サンガで出家を許可され、比丘サンガでも許可されないといけないので。⑧本文と同じ比丘出家。

学 sikkhā は三種類：

増上戒学 adhisīlasikkhā、増上心学 adhicittasikkhā、増上慧学 adhipaññāsikkhā

↓

※増上と増上なしの違いは？ 註釈 p.244 によると：

ブッダが世に現れても現れなくても、賢者は戒 sīla (道徳) を守る。

パーティモッカに防護された戒 Pāṭimokkhasaṃvarasīla は adhisīla。世間のすべての戒 sīla を超えて adhika 最上の uttama 戒。(ブッダが悟りのために制定する戒が増上戒。)

パーティモッカに防護され、道果 (四向四果) に結びついた戒が増上戒 (悟りに向かう戒が増上戒)。それを具足していないから不浄法をおこなった。

増上心も増上慧も悟りに向かうもの。禅定や智慧を具足していないから不浄法をおこなった。

捨戒の仕方 (迷いではなく明確な宣言が必要)：

在家信者になろうか、他宗教者になろうか、沙弥になろうかと考え……

沙弥は具足戒を受けた比丘とだいぶ扱いが違う。

「仏 (法、僧、戒、律、学処、説戒、和尚、阿闍梨、同梵行者) を私は捨てる paccakkhāmi」と言って人に知らしめる vadati viññāpeti。

「居士 (在家信者、沙弥、他宗教者……) として私を受けよ maṃ dhārehi」と言って人に知らしめる。

捨戒が成立する場合：

狂った (比丘) が宣言× 狂った人に宣言×

心身喪失した (比丘) が宣言× 心身喪失した人に宣言×

痛みに苦しんでいる (比丘) が宣言× 痛みに苦しんでいる人に宣言×

天神に×、畜生に×、方言などで言葉が理解できない場合×、

笑いのため×、騒ぎのため×、捨戒したくないのに×、

9・相手が無理やり比丘の男根を入れさせる場合、
入・在・出のどの場面でも楽を感じたら波羅夷罪
相手が男でも波羅夷罪

10・蓮華色ウッパラヴァンナー（阿羅漢・神通力第一）比丘尼が一青年に
犯されて、比丘尼サンガに→比丘サンガに→世尊に報告。
「楽を感じなければ無罪。」

ある比丘に女根が出てきて、釈尊に報告。

「和尚、具足戒、出家年数がそのまま比丘尼 [サンガ] でも通用することを認める *anujānāmi bhikkhave taṃ yeva upajjhaṃ tam eva upasampadaṃ tāni vassāni bhikkhunīhi saṃkamitum*。

比丘の罪で比丘尼と共通するものは、[この比丘→比丘尼が犯せば] 比丘尼の前で出罪されるべし。

比丘の罪で比丘尼と共通しない者は、[この比丘→比丘尼にとって] その罪は罪とならない。

ある比丘尼に男根が出てきて、釈尊に報告……

※比丘と比丘尼は戒の数は違うがまったく対等！

入れる場所は三ヶ所、大便道、小便道、口

比丘が自分の男根を自分の口に、大便道に→ともに波羅夷罪

泥女像の女根（小便道）に→ドゥッカタ

女が礼拝するふりして男根を口にくわえる→楽を感じてないので無罪。

女だけが動くなら無罪ではないかと考え→波羅夷罪

死体の場合は形の残り具合で波羅夷罪からドゥッカタまで

比丘が寝ているときにある女が意のままになして去る→阿羅漢・無罪

→「男根は五つの要因で勃起する。欲念、大便、小便、風、虫が噛むこと」

女が手でおこなう→僧残罪

比丘の相手は比丘、比丘尼、沙弥、沙弥尼、一般人、いろいろ

※具寿スディンナが悟ったとは註釈にも書かれていない……